

広島県告示第四十五号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十七条の十一第一項の規定によって、地方港湾土生港の放置等を禁止する区域及び物件を次のとおり定め、令和四年五月二日から施行する。

その関係図面は、広島県土木建築局港湾振興課及び広島県東部建設事務所三原支所において縦覧に供する。

令和四年一月三十一日

土生港港湾管理者 広島県

代表者 広島県知事 湯 崎 英 彦

一 地方港湾土生港放置等禁止区域

宇和部地区・土生地区（その一・その二）

1 区域の範囲

基点一から基点九までの各点を順次結んだ線及び基点九と基点一を水際線で結んだ線により囲まれた区域

2 点の位置（基点の表示角度は真北方向による。）

基準点 尾道市因島土生町の国土地理院四等三角点「土生」（北緯三四度一七分四

〇秒六四九六、東経一三三度一〇分〇九秒九八九一、標高二〇・六四メートル）

基点一 基準点から一二五度四二分四四秒の方向四九四・六二メートルの点

基点二 基点一から二〇四度二九分三三秒の方向二〇・〇〇メートルの点

基点三 基点二から一五六度一六分〇八秒の方向一〇四・九四メートルの点

基点四 基点三から一六三度四三分四六秒の方向二二六・四一メートルの点

基点五 基点四から一四六度二〇分〇四秒の方向六四・三三メートルの点

基点六 基点五から一六一度一〇分四一秒の方向二三七・七五メートルの点

基点七 基点六から一五四度一九分四二秒の方向三六九・四〇メートルの点

基点八 基点七から一四二度五五分三九秒の方向三五三・四一メートルの点

基点九 基点八から八八度二八分三六秒の方向四四・八四メートルの点

二 地方港湾土生港放置等禁止物件

漁船以外の船舶及び当該船舶の係留の用に供する工作物